

辰野町地区実施計画の概要書

1 被害の概況

(1)当該地域の松林の状況

- 地域の資源状況：辰野町総面積 16,920ha。森林面積14,787ha。(国有林含む)
民有林面積10,850ha。内アカマツ林は4,788haであり、45%を占める。
- 守るべき松林等について
MB指標の評価から1,063m以上を松くい虫被害の自然抑制域と考え、この標高より上にある松林を「守るべき松林」に設定し、公益的機能等を保全する。

(2)当該地域の枯損・被害の発生範囲の状況

○被害発生の状況(経過)

- 処理本数：令和2年25本、令和3年38本、令和4年49本、令和5年82本、令和6年119本
- 被害の状況・初期の対策の状況

令和2年以降、年々被害は増加傾向にあり、特に、低標高地域にある公共施設、住宅周辺や、道路、電線沿い等の住民生活圏内で被害が拡大しており、対策が急務である。

町では昭和末期から「松くい虫防除対策事業監視員」に町内の森林の巡視を委嘱し、松枯れ被害が確認された際には速やかに町への報告をお願いしている。また、町職員の巡視や町民からの情報提供による被害把握も少なくない。把握した被害木は町職員が確認し、所有者の同意を得た上で、県事業や森林環境譲与税を活用し、町内のどこであっても伐倒駆除を行ってきた。また、被害が顕著な新町地区では、令和6年度に上伊那森林組合が行う樹種転換事業に町として補助を行った。しかし、被害の拡大を抑え込むことはできず、被害市町村であることの宣言に至った。

2 被害防除対策の基本的な考え方

(1)被害の撲滅又は拡大防止の基本的方針

- ①町が行う松くい虫被害対策の目的は「公益的機能維持のための被害拡大防止」と「枯損木の倒木・落枝等から町民の生命・財産を守る安全確保」の2つであることを明確にする。
- ②前述の2つの目的を達成するべく、「守るべき松林」「周辺松林」「その他松林」の区分を明確にし、それぞれの松林区分に応じた対策事業を実施する。実施には国県の各種補助事業、森林環境譲与税、町一般財源等を適正的確に取り入れる。
- ③今後も被害の拡大が予想されることから、国庫補助等を活用してもなお財源が不足することを想定し、それぞれの松林区分(特に周辺松林)の中でも事業実施の優先順位を予め設定する。
- ④被害の把握のため、従前より実施している松くい虫防除対策事業監視員を継続して委嘱し、町内を11地区に分け、各地区での松枯れ情報を収集する。また、町民に向け、ホームページや広報誌等により、松枯れの防除意識を高める啓発活動を行うと共に、松枯れ目撃情報を収集し、状況把握から早期対策へ繋げる。

(2)予防対策の取組み方針

周辺松林において、未被害エリアへの被害拡大防止のための樹種転換を検討する。限られた財源の中で効果的な事業を展開する為、実施場所は次の条件のエリアに限定し、実施を検討する。

- ・未被害エリアの口元
- ・諏訪エリアとの境界
- ・被害のフロントライン周辺

なお、既に被害がまん延した場所において、松林を新たな樹種の森に造り替えるために行う樹種転換については、予防対策とは明確に分けて検討する。

(3) 駆除の取組み方針

町が行う松くい虫被害対策の目的が「公益的機能維持のための被害拡大防止」「町民の安全確保」であることを踏まえ、松林区分に応じた取組み方針を次のように定める。

【守るべき松林】

高標高域であることから、主に単木的な被害の発生を想定する。発見された被害木は徹底的に伐倒駆除(衛生伐)を行う。

【周辺松林】

発見された被害木は、財源の許す限りにおいて次の優先順位に従い伐倒駆除を行う。

- ①公共施設周辺
- ②地形・地質等から防災上のリスクが高いと判断される松林
- ③不特定多数の人が利用するレクリエーション等
- ④守るべき松林に近い(移行域の標高帯に属する)松林
- ⑤被害のフロントライン周辺
- ⑥未被害エリアの口元
- ⑦地域が所有する茸山

【その他松林】

被害拡大防止の観点での「駆除」は、原則行わない。なお、安全確保のためにライフルライン沿い等で行うアカマツの伐採は、駆除とは分けて検討し、実施する。

3 その他

(地域協議会の設置・被害防止のための地域の関わり・啓発活動等について記載)

令和2年11月設立の辰野町松くい虫対策協議会を定期開催し、町内の被害状況を鑑みた町の防除対策事業及び実施計画の再検討等を協議する。

ホームページ、広報誌、イベント等により、町民に松枯れだけでなく山林に関する啓発活動を行う。

本実施計画は、森林法等の関係法令に基づく事はもとより、当町の他計画と連携し、相互達成を目指す事業として位置付け実施する。(連携する計画例:辰野町総合計画、未来につなぐ辰野町の森ビジョン、辰野町森林整備計画、辰野町地域防災計画、辰野町国土強靭化計画等)